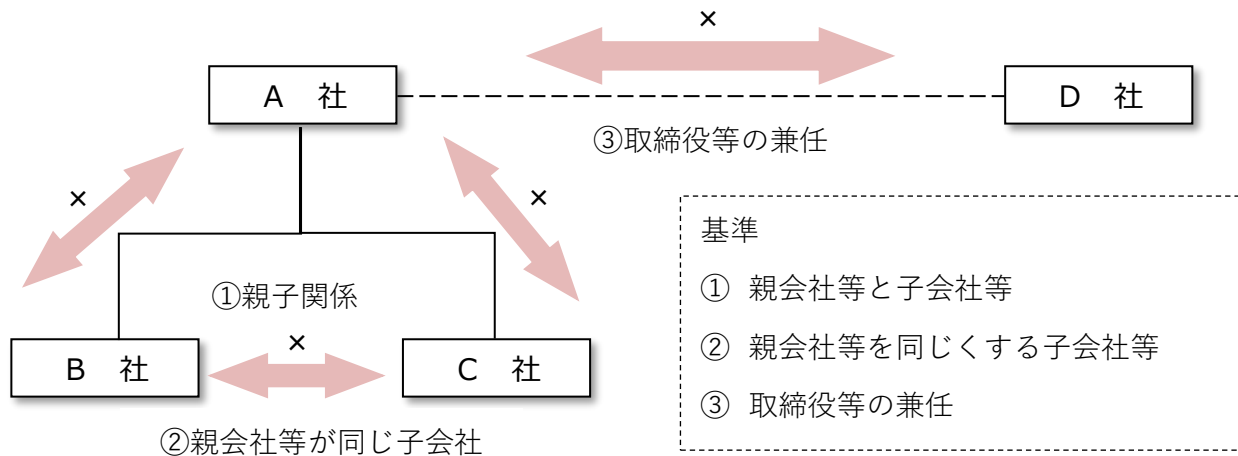


特定関係にある資格者同士の  
入札参加に関するQ & A

釧 路 市

# 特定関係にある資格者同士の 入札参加に関する概念図

## 【同一入札への参加が制限される事例】



### 【凡例】

——— 資本関係の繋がりあり

- - - - - 取締役等の兼任あり

← x → 同一入札への参加が制限される場合

## 【人的関係の基準】

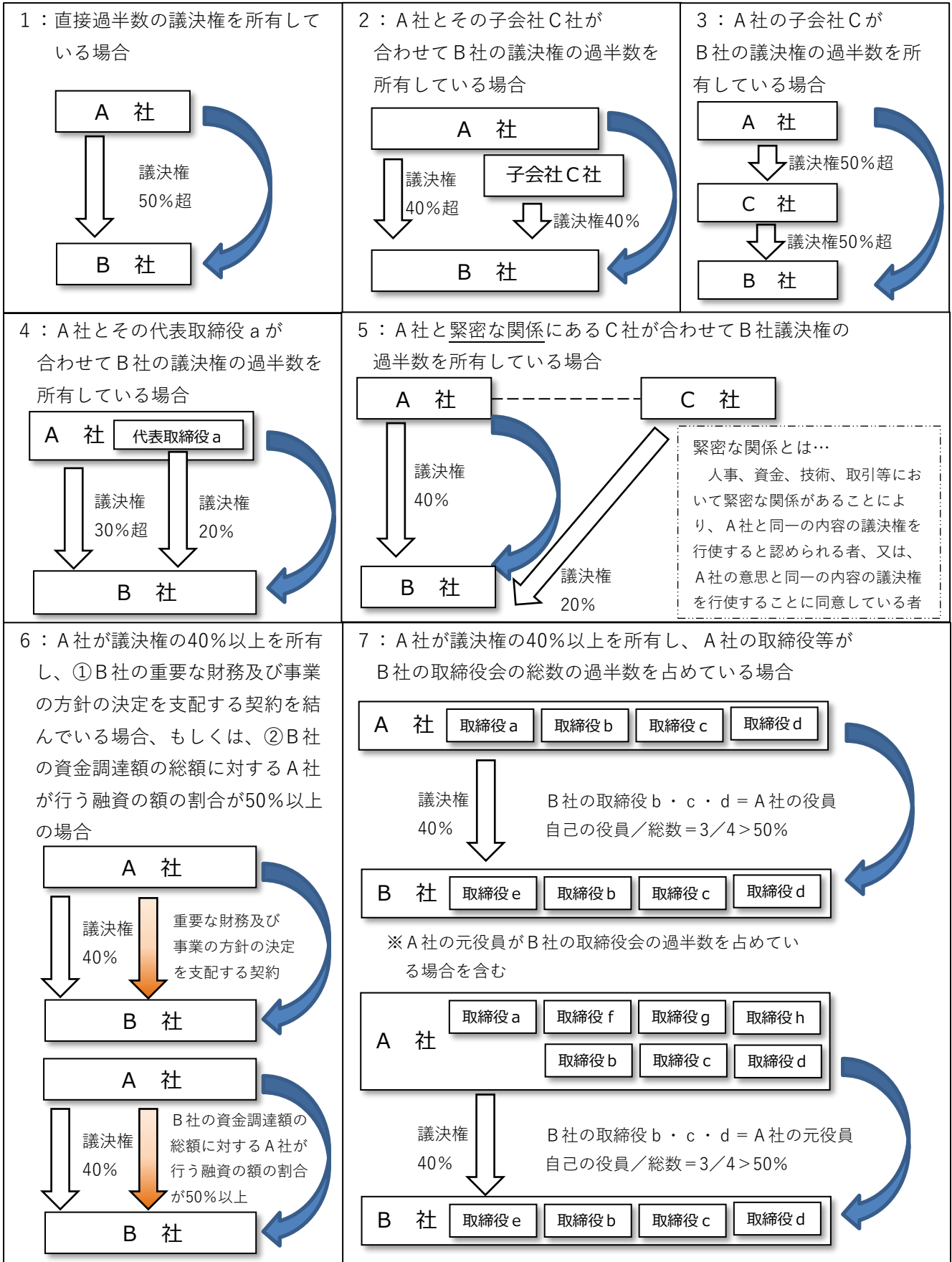
- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 「取締役」には、非常勤取締役も含まれます。

※ 「監査役」、「執行役員」等は該当しません。

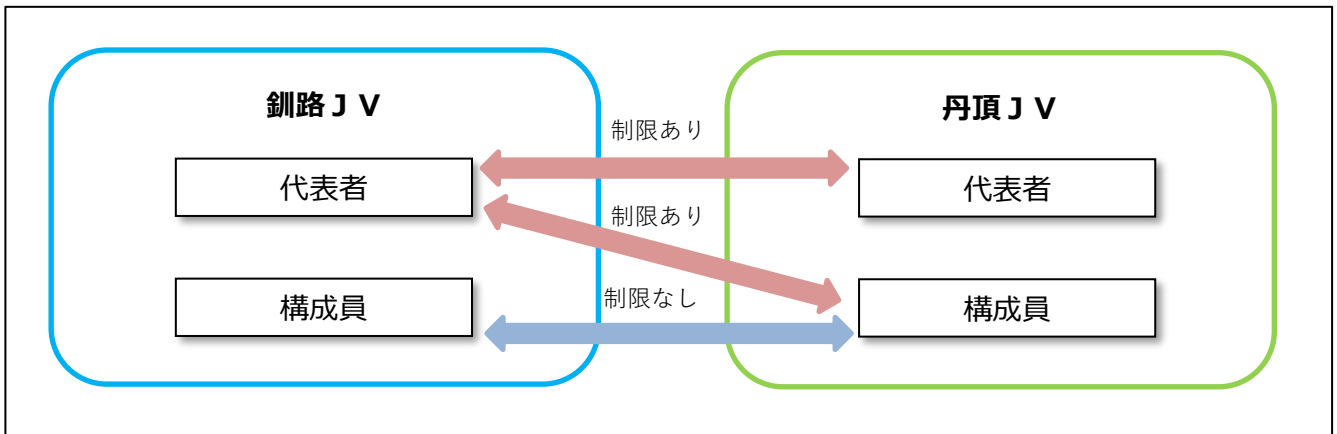
【親会社等・子会社等の考え方(例)】

○A社からみた場合に子会社等とされるB社



【共同企業体】

○特定関係にある資格者同士のJVにおける取扱い



## 【目次】

- 問 1 本通達を出した経緯は何ですか。
- 問 2 通達記 2 における「基準」はどのような考え方に基づいて設定されていますか。
- 問 3 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限をする理由は何ですか。
- 問 4 (1) 親会社等・子会社等の関係にある会社同士や(2) 親会社等を同じくする子会社等同士の入札参加は認められますか。
- 問 5 親会社等を同じくする子会社等同士の入札制限について、建設業許可を持たない会社を親会社等とする子会社等同士も制限の対象となるのはなぜですか。
- 問 6 親会社等と子会社等の子会社等(孫会社)との同一入札への参加は制限されるのですか。
- 問 7 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何ですか。
- 問 8 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何ですか。
- 問 9 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。
- 問 10 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのでしょうか。
- 問 11 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのですか。
- 問 12 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- 問 13 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- 問 14 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。
- 問 15 人的関係について更生会社等は制限の対象となるのですか。
- 問 16 会計参与は制限の対象となるのですか。
- 問 17 共同企業体についての取扱いは、結成方法などにより異なりますか。
- 問 18 特定関係がある会社同士が共同企業体を結成することは可能ですか。
- 問 19 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるのですか。
- 問 20 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一案件への入札参加が制限される期間はいつからいつまでですか。
- 問 21 指名競争入札の場合、どのように特定関係を確認するのか。
- 問 22 指名競争入札において、指名通知から落札者の決定までの間に、新たに特定関係となった場合又は特定関係が判明した場合は、どのような扱いになるのか。
- 問 23 今回の通知は、競争入札の場合に適用されるようだが、随意契約の場合は、特定関係のある者が、同一案件の見積り合わせに参加することが可能ということか。

## 問1 本取扱いを出した経緯は何ですか。

---

答 次の2つが背景となっております。

### (1) 入札の公平性の確保

親会社等と子会社等の関係にある者同士や親会社等を同じくする子会社等同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないことから制限するものです。

また、総合評価方式を採用した場合に、親会社等は高度な技術提案を、子会社等は価格を重視した提案を行い、二社で連携した複数の種類の入札が可能であり、他の参加者と比べて有利となる可能性があるためです。

### (2) 談合の未然防止

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社等が属する形態は、複数の事業子会社が同一の入札に参加することによって談合等の問題が生じる可能性が高いため、談合等の未然防止の観点から制限を加えるものです。

## 問2 取扱い記2における「基準」はどのような考え方に基づいて設定されていますか。

---

答 今回の通達では、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある会社同士の同一入札への参加を制限するものです。特定関係があることにより支配関係等があるものとして、最低限の基準を設定しています。

## 問3 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限をする理由は何ですか。

---

答 親会社等とは、①株式会社を子会社とする会社、②その他の当該株式会社の財務及び事業方針を決定する等経営を支配している法人、③株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）のことをいいます。

子会社等とは、①会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、②その他の当該会社が財務及び事業の方針を決定する等その経営を支配されている法人、③会社以外の者が経営を支配している法人のことをいいます。

親会社等と子会社等は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一社と同等にみなすことができます。また、子会社等同士であっても、親会社等を含めて全体で一社と同等にみなすことができます。

これらの会社間では当然十分に意志疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札参加を制限するものです。

問4 (1)親会社等・子会社等の関係にある会社同士や(2)親会社等を同じくする子会社等  
同士の入札参加は認められますか。

---

答 (1) 親会社等は、実質的に子会社等の経営を支配しているため、同一案件への  
入札参加は認められません。

(2) 親会社等を同じくする子会社等同士も同じ親会社等に経営が支配されているため親子会  
社の関係と同様、同一企業と見なされることから、同一案件への入札参加は認められま  
せん。

問5 親会社等を同じくする子会社等同士の入札制限について、建設業許可を持たない  
会社を親会社等とする子会社等同士も制限の対象となるのはなぜですか。

---

答 親会社等が建設業許可を持っていなくとも、親会社等を同じくする子会社等同士が建設  
業許可を持っている場合は、特定関係者同士として入札が制限されるためです。

問6 親会社等と子会社等の子会社等（孫会社）との同一入札への参加は制限されるので  
すか。

---

答 本通達では、子会社等の基準として「(会社法（平成17年法律第86号）第2条第3  
号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)」と定めています。

これは親会社等及び子会社等、または、子会社等が、他の会社の経営を実質的に支  
配しているときに、当該他の会社も親会社等の子会社等とみなすとの規定であり、  
子会社等の子会社等、いわゆる孫会社についても当該子会社等が親会社等の完全子  
会社等である場合等、親会社等に経営を支配されている状態の場合、親会社等は孫  
会社に対しても経営を支配できるため、広義の意味で子会社等であるといえ、孫会  
社を子会社等と同一にみなしています。

したがって、孫会社同士も同一入札への参加が制限されることとなります。

問7 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何ですか。

---

答 更生会社や再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）は、財産の処  
分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされており、他の会社から株主総会等の  
意思決定機関を支配されているとはいえないためです。

問8 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何ですか。

---

答 同一人物が二社の経営権等に関与していることから、二社が入札しようとする価  
格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

問 9 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。

---

答 代表権の有無によらず、取締役を兼務している場合は、当該業務に係る二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使し得る立場にあるためです。

問 10 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいうのでしょうか。

---

答 社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。

なお、指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号）の「取締役」は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象となりません。

問 11 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのですか。

---

答 指名委員会等設置会社の「執行役」は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。執行役を兼ねる取締役も制限の対象となります。

問 12 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

---

答 社外取締役は、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一案件への入札参加は可能です。

問 13 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

---

答 執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社がありますが、執行役員は法制度上の位置付けはなく、取締役ではないため、同一案件への入札参加は可能です。なお、「執行役員」と指名委員会等設置会社の「執行役」とは異なります。

問 14 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのですか。

---

答 監査役とは、取締役の職務の執行を監査するとともに、取締役等に対し営業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査することとされており（会社法第381条第1項、第2項）、あくまで監査権・調査権を有するもので、取締役のように会社の業務を執行するものではありません。（会社法第348条第1項）

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と性質の異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても、本通知による入札参加制限の対象とはなりません。



**問 15 人的関係について更生会社等は制限の対象となるのですか。**

---

答 同一人物が二社の取締役を兼務している場合は、当該二社は人的関係があるとされ、同一入札への参加が制限されます。

しかしながら例外として、このような場合に、どちらか一社が更生会社等であれば、二社とも同一入札に参加することができます。

これは、更生会社の取締役は経営権を有していないこと、再生手続が存続中の会社の取締役は、業務遂行権を有してはいるものの、もう一社の業務にも携わることは想定しにくいことから、二社とも入札に参加することを可能としています。

なお、同一人物が、ある会社の取締役等と更生会社等の管財人を兼務している場合は、管財人は事業の経営権等を有していることから、同一入札への参加が制限されます。

**問 16 会計参与は制限の対象となるのですか。**

---

答 会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成することになります（会社法第374条第1項）が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象とはなりません。

**問 17 共同企業体についての取扱いは、結成方法などにより異なりますか。**

---

答 本取扱は、共同企業体の結成方法などにより異なるものではありません。

**問 18 特定関係がある会社同士が共同企業体を結成することは可能ですか。**

---

答 特定関係がある会社同士の共同企業体の結成及びその共同企業体の入札参加については、制限はありません。

**問 19 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるのですか。**

---

答 共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、特定関係がある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は、同一入札へ参加できません。

特定関係にある会社が互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員同士であれば、両方の共同企業体は同一入札に参加することができます。

質問のケースはA社が共同企業体の代表者であるため、A社が代表者である共同企業体とB社を構成員とする別の共同企業体は同一入札への入札参加申請はできません。

問20 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一案件への入札参加が制限される期間はいつからいつまでですか。

---

答 特定関係のある会社同士の意思疎通は、開札日等の特定の日だけでなく入札手続の開始時から入札書の提出時点までのいずれの時点でも起こりえるものです。このため、入札の公告又は指名通知書確認時点から入札書の提出時点までの間に、基準に該当した会社は、すべて対象となります。

問21 指名競争入札の場合、どのように特定関係を確認するのか。

---

答 指名競争入札の場合は、釧路市の競争参加資格審査申請時に提出していただく「資本関係・人的関係に関する調書」をデータベース化し、各支出負担行為担当者が、指名選考時に、特定関係の有無の確認を行います。なお、新たに特定関係となった場合や、提出した「資本関係・人的関係に関する調書」の内容に変更があった場合は、速やかに「変更届」の提出をお願いいたします。

問22 指名競争入札において、指名通知から落札者の決定までの間に、新たに特定関係となった場合又は特定関係が判明した場合は、どのような扱いになるのか。

---

答 新たに特定関係になった場合又は特定関係があることが判明した場合の取扱いについては、次のとおりです。

(1) 指名通知書から入札書提出までの期間

本通知を遵守する目的で基準に該当する入札参加予定者間で、入札を辞退するものを決めていただきます。この場合、支出負担行為担当者から連絡を受けた当事者間で、連絡を取ること、釧路市物品購入等入札心得第5条第2項、釧路市建設工事等入札心得第6条第2項及び釧路市建設工事等事後審査型一般競争入札心得第6条第2項に該当しない扱いとなります。

(2) 入札書提出から落札者の決定までの期間

基準に該当する全ての入札参加者の入札書を無効とし、落札者を決定します。

(3) 落札者の決定から契約締結前まで

落札者が基準に該当する者である場合は、当該入札結果を無効とし、入札参加予定者を再選考した上で、後日、改めて入札を実施することとします。

問 2 3 今回の通知は、競争入札の場合に適用されるようだが、随意契約の場合は、特定関係のある者が、同一案件の見積り合わせに参加することが可能ということか。

---

答 随意契約の場合で、複数の者から見積書を徴し契約の相手方を決定する場合も、本通知による取扱いを準用し、特定関係のある者の同一案件への見積書の提出を制限します。